

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成20年5月8日(2008.5.8)

【公表番号】特表2007-523176(P2007-523176A)
 【公表日】平成19年8月16日(2007.8.16)
 【年通号数】公開・登録公報2007-031
 【出願番号】特願2006-554214(P2006-554214)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 31/343 (2006.01)
 A 6 1 P 25/06 (2006.01)
 A 6 1 P 25/24 (2006.01)
 A 6 1 P 29/00 (2006.01)
 A 6 1 P 25/02 (2006.01)
 C 0 7 D 307/87 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/343
 A 6 1 P 25/06
 A 6 1 P 25/24
 A 6 1 P 29/00
 A 6 1 P 25/02 1 0 1
 C 0 7 D 307/87

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月24日(2008.3.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シタロプラム、若しくはエスシタロプラム、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、多形体、若しくは水和物を有効成分として含む、片頭痛の治療又は予防用医薬。

【請求項2】

片頭痛が、前駆症状のない又は前駆症状のある片頭痛である、請求項1に記載の医薬。

【請求項3】

シタロプラム、若しくはエスシタロプラム、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、多形体、若しくは水和物を有効成分として含む、緊張性頭痛の治療又は予防用医薬。

【請求項4】

緊張性頭痛が、慢性の緊張性頭痛である、請求項3に記載の医薬。

【請求項5】

緊張性頭痛が、偶発性緊張性頭痛である、請求項3に記載の医薬。

【請求項6】

シタロプラム、若しくはエスシタロプラム、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、多形体、若しくは水和物を有効成分として含む、群発頭痛の治療又は予防用医薬。

【請求項7】

シタロプラム、若しくはエスシタロプラム、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、多形体、若しくは水和物を有効成分として含む、頭痛疾患関連の痛みの治療又は軽減用医薬。

【請求項 8】

頭痛疾患が、片頭痛、緊張性頭痛、又は群発頭痛である、請求項 7 に記載の医薬。

【請求項 9】

シタロプラム、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、多形体、若しくは水和物を有効成分として含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項 10】

エスシタロプラム、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、多形体、若しくは水和物を有効成分として含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項 11】

ラセミ体の若しくは光学的に純粋なシタロプラム代謝物質、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、多形体、若しくは水和物を有効成分として含む、片頭痛の治療又は予防用医薬。

【請求項 12】

ラセミ体の若しくは光学的に純粋なシタロプラム代謝物質、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、多形体、若しくは水和物を有効成分として含む、緊張性頭痛の治療又は予防用医薬。

【請求項 13】

緊張性頭痛が、慢性の緊張性頭痛である、請求項 12 に記載の医薬。

【請求項 14】

緊張性頭痛が、偶発性頭痛である、請求項 12 に記載の医薬。

【請求項 15】

ラセミ体の若しくは光学的に純粋なシタロプラム代謝物質、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、多形体、若しくは水和物を有効成分として含む、群発頭痛の治療又は予防用医薬。

【請求項 16】

前記方法がラセミ体の若しくは光学的に純粋なシタロプラム代謝物質、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、多形体、若しくは水和物を有効成分として含む、頭痛疾患関連の痛みの治療又は軽減用医薬。

【請求項 17】

頭痛疾患が、片頭痛、緊張性頭痛、又は群発頭痛である、請求項 16 に記載の医薬。

【請求項 18】

シタロプラム代謝物質が、デスメチルシタロプラム、ジデスメチルシタロプラム、若しくはシタロプラムプロパン酸、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、多形体、若しくは水和物である、請求項 11 ~ 17 のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項 19】

シタロプラム代謝物質が、(±) - デスメチルシタロプラム、光学的に純粋な (+) - デスメチルシタロプラム、若しくは光学的に純粋な (-) - デスメチルシタロプラム、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、多形体、若しくは水和物である、請求項 11 ~ 17 のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項 20】

シタロプラム代謝物質が、(±) - ジデスメチルシタロプラム、光学的に純粋な (+) - ジデスメチルシタロプラム、若しくは光学的に純粋な (-) - ジデスメチルシタロプラム、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、多形体、若しくは水和物である、請求項 11 ~ 17 のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項 21】

前記有効成分の治療的有効量が、約 0.5 mg / 日 ~ 約 500 mg / 日の範囲にある、請求項 1 ~ 20 のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項 22】

前記有効成分の治療的有効量が、約 1 mg / 日 ~ 約 250 mg / 日の範囲にある、請求項 1 ~ 20 のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項 23】

前記有効成分の治療的有効量が、約 5 mg / 日 ~ 約 100 mg / 日の範囲にある、請求項 1 ~ 20 のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項 24】

前記有効成分の治療的有効量が、経口的に投与される、請求項 1 ~ 20 のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項 25】

前記有効成分の治療的有効量が、カプセル又は錠剤の形態で投与される、請求項 24 に記載の医薬。

【請求項 26】

前記有効成分の治療的有効量が、非経口的に投与される、請求項 1 ~ 20 のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項 27】

シタロプラム、若しくはエスシタロプラム、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、多形体、若しくは水和物を有効成分として含む、片頭痛の病気の予防用の医薬。

【請求項 28】

ラセミ体の若しくは光学的に純粋なシタロプラム代謝物質、又は薬学的に許容可能なその塩、溶媒和物、多形体、若しくは水和物を有効成分として含む、片頭痛の病気の予防用の医薬。

【請求項 29】

人間用である請求項 1 ~ 28 のいずれか一項に記載の医薬。